事業収支見積書の作成手順（例示）

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則様式第２により当初の事業年度及び翌事業年度について作成（算出が適正かつ明確であることが求められます。）します。

以下に算出根拠の作成手順を例示します。

注１：この事業収支見積書の作成で参考にしているビジネスモデルは、１号役務では既存顧客から差し出される信書便物を、３号役務では同じく既存顧客から差し出される貴重品を含む信書便物を、それぞれ取り扱う予定としているものです。

注２：この「事業収支見積書算出根拠（例示）」は、一例ですから、自社の実態と合わない場合には適宜修正して作成してください。また、不明な点は信書便監理官にご相談ください。

事業収支見積書算出根拠（例示）

【初年度】

信書便事業の事業開始予定日から年度末までの期間について見積もります。

１　信書便事業収入

(1) 信書便事業収入＝各役務別利用見込通数×各役務別料金として、次の手順により信書便事業収入を求めます。

①　信書便物の送達について、どのような需要があるのか既存顧客等から事前に収集した情報に基づき、自らがどのような内容のサービスを提供できるのか検討を行う。

②　検討した提供サービス内容により、利用が見込めそうな既存顧客等に１ヶ月当たりの信書便物の利用見込通数を聴取する。

③　②により求めた利用見込通数に、各役務別料金を乗じて信書便事業収入を算出する。

【算出例】

①　利用見込み通数の算出

既存顧客６０社に対し、当社が指定する提供区域内において、１号役務では通常送達、３号役務では高付加価値送達（高セキュリティ便）を実施した場合の利用見込通数をヒアリングしました。

利用見込通数	1号役務		3号役務	
	社　数	利用見込(1ヶ月)	社　数	利用見込（1ヶ月）
利用なし（0通）	４２社	０通	５６社	０通
月に10通程度	０社	０通	０社	０通
月に20通程度	１５社	３００通	２社	４０通
月に30通程度	０社	０通	０社	０通
月に40通程度	３社	１２０通	２社	８０通
合　　計	６０社	４２０通	６０社	１２０通

※　一の信書便物を、１号役務及び３号役務のどちらでも取り扱えることできる大きさ等の設定がされている場合（例：取扱信書便物の大きさの最大値が１号役務と３号役務で同じであり、かつ最低料金が双方とも８００円を超えるような場合　等）は、サービス面での違いなどが明確に分かるような説明を記載する等して下さい。

※　下線部の記述については、あくまで一例に過ぎませんので、自社の信書便のビジネスモデルに基づき、適宜修正して下さい。

(2) 次に役務別に１通当たりの予定単価を決定します。

注：申請者が消費税の経費方式について、税抜き方式を採用している場合は信書便料金も税抜きで、税込み方式を採用している場合は税込みの料金とします。

【算出例】（消費税の経費方式は税抜き方式を採用）

①　１号役務は、提供区域内一律１，４００円とします。

②　３号役務は、1号役務の料金に高セキュリティ料４４０円を加えた合計額の１，８４０円とします。

(3) 役務別利用見込通数及び役務別単価から信書便事業収入月額を求め、その○ヶ月分（記載例では初年度は６ヶ月分）を計上します。

【算出例】

１号役務料金収入＝４２０通／月×１，４００円／通＝５８８，０００円／月

３号役務料金収入＝１２０通／月×１，８４０円／通＝２２０，８００円／月

信書便事業収入　＝　８０８，８００円／月

※　平均単価により、信書便事業収入月額を求める場合は、平均単価の算出方法等を記載願います。

《参考》

巡回・定期集配サービスのように利用者との間で料金を定める場合は、契約見込額により信書便事業収入を算出します。この場合、利用見込通数も記載し、契約見込額及び利用見込通数から算出した１通当たりの料金も記載して下さい。また、想定される巡

回・定期集配の集配先やコース図をご用意いただき、信書便監理官に提出できるよう準備して下さい。

なお、公文書の巡回サービス等の提供を見込んで収入を算出している場合、当該契約開始日と事業開始予定日が同一月日になっていること等に注意願います。

【算出例】

巡回ルートを３ルート設定する場合

Ａルート　２０千円/日×２０日／月＝４００千円／月

Ｂルート　１５千円/日×２０日／月＝３００千円／月

Ｃルート　２５千円/日×２０日／月＝５００千円／月

信書便事業収入＝　１，２００千円／月

２　（何）事業収入（注：現在行っている事業を記載します。記載例では、貨物自動車運送事業と倉庫事業を想定しています。）

計画額があれば計画額を記載。なければ直近の売上高と同額と見込み、その○ヶ月分を記載します。記載例では直近の売上高と同額を見込み、初年度については６ヶ月分を見込んでいます。

３　その他収入

事業収入以外の収入で事業収支見積作成年度に発生する見込額を記載します。記載例では直近の営業外収益と同額を見込み、初年度については６ヶ月分を見込んでいます。

４　信書便事業支出

(1) 人件費月額

人件費は、事務部門従業者と作業部門従業者の別に求めて、その合計額とします。

【算出例】

ア　事務部門従事者

① 事務部門に従事する役員及び従業員の１人当たり人件費月額を求めます。

項　　目		月額（１人当たり）	従事者数
役　員	役員報酬	３００，０００円	２人
	法定福利費	４０，０００円	
合　　計		３４０，０００円	
従業員	給与手当	２００，０００円	１人
	賞与（1/12ヶ月分）	６７，０００円	

	法定福利費	３６，０００円	
	福利厚生費	５，３００円	
合　　計		３０８，３００円	

② ①で求めた１人当たりの人件費月額に従業者数を乗じて事務部門従事者に係る人件費月額を求めます。

事務部門従事者に係る人件費月額＝３４０，０００円／月×２人
＋３０８，３００円／月×１人
＝９８８，３００円／月（②）

③ 事務部門従事者は全事業共通の事務を行っているため、②で求めた人件費９８８，３００円／月に信書便事業収入比率（注）を乗じて信書便事業で負担する人件費を求めます。

信書便事業収入と（何）事業収入は次のとおりとする。
信書便事業収入＝ ４，８５２，８００円
（何）事業収入＝３７，５００，０００円

注：信書便事業収入比率＝4,852,800 円÷(4,852,800 円+37,500,000 円)=11.5%

信書便事業で負担する事務部門人件費月額
＝９８８，３００円／月×１１．５％＝１１３，６５５円／月

イ　作業部門従事者

①　作業部門に従事する役員及び従業員の１人当たり人件費月額を求めます。

項　　目		月額（１人当たり）	従事者数
役　員	役員報酬	３００，０００円	１人
	法定福利費	４０，０００円	
合　　計		３４０，０００円	
従業員	給与手当	２２０，０００円	３人
	賞与（1/12 ヶ月分）	７０，０００円	
	法定福利費	３９，０００円	
	福利厚生費	５，８００円	
合　　計		３３４，８００円	

② ①で求めた１人当たりの人件費月額に従業者数を乗じて作業部門従事者に係る人件費月額を求めます。

作業部門従事者に係る人件費＝３４０，０００円／月×１人

＋３３４，８００円／月×３人
＝１，３４４，４００円／月（注）

注：従業者数は、信書便事業を兼務する従業者数です。

注：作業部門の配送員が信書便事業に専従する場合は、1,344,400 円／月を作業部門従事者の人件費として計上します。

③ 作業部門従事者は、（何）事業と信書便事業を兼務するため、②で求めた人件費１，３４４，４００円／月に信書便物取扱比率（個別）１６．９％（注）を乗じて信書便事業で負担する人件費を求めます。

注：信書便物取扱比率（個別）の求め方

（データ：配送員 5 人（うち信書便事業兼務者 3 名、信書便物利用見込通数 540 通／月、貨物運送取扱実績 4,775 個／月）

まず、信書便物と貨物の合計物数を配送員５人で除して１人当たりの配達物数を求めます。

（540 通／月＋4,775 個／月）÷５人＝1,063 通個／月

次に信書便物 540 通／月を信書便事業兼務者３人で除して兼務者１人当たりの信書便物の配達通数を求めます。

540 通／月÷３人＝180 通／月

以上により、兼務者の配達物数を 1,063 通個／月（内訳：貨物 883 個／月、信書便物 180 通／月）と見込みます。

信書便事業と兼務する配送員の取扱物数は、貨物 883 個／月、信書便物 180 通／月として次により信書便物取扱比率（個別）を求めます。

信書便物利用見込通数÷（信書便物利用見込通数＋貨物運送の取扱実績）
＝180 通÷（180 通＋883 個）＝16.9％

信書便事業で負担する作業部門人件費月額
＝１，３４４，４００円／月×１６．９％＝<u>２２７，２０４円／月</u>

ウ　信書便事業に係る人件費月額

アで求めた事務部門従事者人件費月額にイで求めた事務部門従事者人件費月額を加えた額とします。

１１３，６５５円／月＋２２７，２０４円／月
＝<u>３４０，８５９円／月</u>

(2) 経費

経費は、営業原価と販売費及び一般管理費から求めます。

注：営業原価明細書を作成していない場合等は営業原価を販売費及び一般管理費と読み替えて求めます。この場合、イの算出はアの②の算出をもって代えます。各費用

の案分割合は、信書便事業収入比率を用います。

【算出例】

ア　営業原価

配送車両に係る経費（燃料費、油脂費、修繕費等）をこれまでの実績等を基に１ヶ月分の費用を見込みます。また、営業原価明細表等の科目のうち、信書便事業に共通する経費を抽出して、各信書便物取扱比率を乗じて信書便事業で負担する１ヶ月分の費用を求めます。

① 配送車両に係る経費

車両１台当たりに生ずる経費に信書便物の配送に用いる車両台数と信書便物取扱比率（個別）を乗じて求めます。

注：例示は、配送車両３台を信書便事業と(何)事業で共用することを前提として算出しています。

科　目	費用（1ヶ月分）①	台数②	割合③	① ②×③
燃料費	４０，０００円	3	16.9%	２０，２８０円
油脂費	２，０００円			１，０１４円
修繕費	５０，０００円			２５，３５０円
車両リース料	０円			０円
自賠責保険料	９７０円			４９２円
任意保険料	４，２００円			２，１２９円
地代家賃（駐車料金）	０円			０円
合　計				４９，２６５円

注１：費用（1ヶ月分）欄は車両１台当たりの費用

注２：車両に係る減価償却費及び租税公課は別掲するのでここでは計上しない。

配送車両に係る経費月額＝４９，２６５円／月

② ①以外の営業原価（別掲する人件費、減価償却費及び租税公課を除く。）

営業原価のうち信書便事業に関連する経費を抽出して、それぞれの経費に信書便物取扱比率（全体）を乗じて求めます。

注：信書便物取扱比率（全体）の求め方

（データ：信書便物利用見込通数 540 通／月、貨物運送取扱実績 4,775 個／月）

信書便物利用見込通数を、信書便物利用見込通数と貨物運送取扱実績個数の合計で除して、会社全体で取り扱う信書便物及び貨物の合計通数に対する信書便物の取扱比率を求めます。

信書便物利用見込通数÷（信書便物利用見込通数＋貨物運送取扱実績）
＝540 通÷（540 通＋4,775 個）＝10.2%

注：貨物配送員全員が信書便物も取り扱う前提で信書便物取扱比率（個別）を算出している場合、「信書便物取扱比率（個別）」と「信書便物取扱比率（全体）」は同率になりますので、新たに信書便物取扱比率（全体）を求めず、信書便物取扱比率（個別）の数値を使用して下さい。また、本資料への記載を「(個別)」と「(全体)」とに別けず「信書便物取扱比率」としてください。

科　目	費用（1ヶ月分）①	割合②	①×②
旅費交通費	７５，０００円	10.2%	７，６５０円
被服費	１２，５００円		１，２７５円
水道光熱費	１７，５００円		１，７８５円
通信費	５０，０００円		５，１００円
消耗備品費	８０，０００円		８，１６０円
損害保険料	１０，０００円		１，０２０円
地代家賃	１００，０００円		１０，２００円
会費	６，０００円		６１２円
雑費	２０，０００円		２，０４０円
合　計			３７，８４２円

注１：①で地代家賃（駐車料金）を計上している場合は、その駐車料金を除いた額を記載。
注２：信書便事業に無関係な科目は計上しないように注意願います。

①以外の営業原価＝３７，８４２円／月

営業原価月額（信書便事業分）＝
（①＋②）＝４９，２６５円／月＋３７，８４２円／月
＝８７，１０７円／月

イ　販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、損益計算書等により販売費及び一般管理費の１ヶ月分の額を求め、その額から別掲する人件費、減価償却費及び租税公課並びに信書便事業に関連しない費用の額を控除し、信書便事業収入比率を乗じて信書便事業で負担する額を求めます。

①　販売費（販売手数料、販売促進費、広告宣伝費、交際費等）は、（何）事業のみに係る経費と全事業に共通する経費に分類し、（何）事業のみに係る

経費の合計額を求めます。

② 一般管理費は、全事業の共通経費として見込みます。

③ 販売費及び一般管理費の合計額（別掲する人件費、減価償却費及び租税公課を除く。）から（何）事業のみに係る販売費を控除した額に信書便事業収入比率を乗じて求めます。

【算出例】

科　目	経費（1ヶ月分）
販売費及び一般管理費	１，６５４，３００円
人件費	▲９８８，３００円
減価償却費	▲６０，０００円
租税公課	▲３０，０００円
信書便事業に関連しない経費	▲０円
合　　計	５７６，０００円
再掲（地代家賃）	（２５０，０００円）
再掲（賃借料）	（１００，０００円）

注：記載例では(何)事業のみに係る経費内訳はありません。

注：再掲の地代家賃及び賃借料は、事業開始に要する資金及びその資金の調達方法の賃借料等の算出に用います。

販売費及び一般管理費月額（信書便事業分）
＝576,000 円／月×11.5%＝６６，２４０円／月

信書便事業に係る経費＝ア＋イ＝８７，１０７円／月＋６６，２４０円／月
＝１５３，３４７円／月

(3) 業務委託費

信書便物の配送業務等の一部を委託する場合に委託料見込額を計上します。

注：信書便業務の一部委託を行う場合は、別途認可申請を行っていただきます。

(4) 減価償却費

ア 車両に係る減価償却費

信書便事業で使用する車両に係る減価償却額を求め、その額に信書便物取扱比率（個別）を乗じて求めます。

注:例示は、配送車両３台を(何)事業と共用することを前提として算出しています。

注：車両のみを信書便物取扱比率（個別）で案分していますが、その他に事業用不動産等業務量に応じて案分した方が良いと思われる償却資産があれば車両の例に倣って減価償却費を算出します。

【算出例】

償却資産	取得価格	償却期間	減価償却額（月額）
車両（償却済み）	７２０，０００円	４	０
車両（未償却）	７２０，０００円	４	１５，０００円
車両（未償却）	７２０，０００円	４	１５，０００円
合　計			３０，０００円

３０，０００円／月×１６．９％＝５，０７０円／月

注：信書便事業で車両を専用する場合は、３０，０００円／月となります。

イ　ア以外の減価償却費

(ｱ)　営業原価に係る減価償却費

信書便事業に関連する減価償却費の合計額から車両に係る減価償却費を控除した額に信書便物取扱比率（全体）等を乗じて算出します。

記載例では、信書便事業に関連する営業原価（貨物自動車運送事業）の減価償却費は全て車両にかかるものであるため計上していません。

(ｲ)　販売費及び一般管理費に係る減価償却費

信書便事業に関連する減価償却費の合計額に信書便事業収入比率等を乗じて算出します。

記載例では、減価償却費月額 60, 000 円に信書便事業収入比率１１．５％を乗じて算出しています。

６０，０００円×１１．５％＝６，９００円／月

減価償却費月額＝ア＋イ＝５，０７０円／月＋６，９００円／月
＝１１，９７０円／月

(5) 租税公課

租税公課は、車両に係る租税公課と車両以外の租税公課の別に算出し、その合計額とします。

注１：車両に係る税金のみを信書便物取扱比率（業務量の割合）で案分していますが、その他に事業用の固定資産税等業務量に応じて案分した方が良いと思われる租税公課があれば車両の例に倣って租税公課を算出します。

注２：申請者が消費税の経理方式について、税込み方式を採用している場合は次により信書便事業に係る消費税額を算出して租税公課に加算します。

信書便事業に係る消費税額
＝（信書便事業収入×８／１０８）－（信書便事業経費×８／１０８）

ア　車両に係る租税公課

信書便事業で使用する車両に係る租税公課を算出し、その額に信書便物取扱比率（個別）を乗じて求めます。

【算出例】

税金の種類	税額（月額）①	台数②	①②　　②
自動車取得税	１，８００円	２	３，６００円
自動車重量税	２１７円	３	６５１円
自動車税	２５０円	３	７５０円
合　　計			５，００１円

５，００１円／月×１６．９％＝８４５円／月

注：信書便事業で車両を専用する場合は、５，００１円／月となります。

イ　ア以外の租税公課

(ｱ)　営業原価に係る租税公課

信書便事業に関連する租税公課の合計額から車両に係る租税公課を控除した額に信書便物取扱比率（全体）等を乗じて算出します。

記載例では、信書便事業に関連する営業原価（貨物自動車運送事業）の租税公課は全て車両にかかるものであるため計上していません。

(ｲ)　販売費及び一般管理費に係る租税公課

信書便事業に関連する租税公課の合計額に信書便事業収入比率等を乗じて算出します。

記載例では、租税公課月額 30，000 円に信書便事業収入比率１１．５％を乗じて算出しています。

車両以外の租税公課月額

＝３０，０００円／月×１１．５％＝３，４５０円／月

ウ　登録免許税　３０，０００円（注：特定信書便事業に係る登録免許税です。）

エ　信書便事業に係る租税公課の算出

ア及びイの合計額に見積年度の月数を乗じ、その額に登録免許税を加えて算出します。

租税公課＝（８４５円／月＋３，４５０円／月）×○ヶ月＋３０，０００円

＝４，２９５円／月×○ヶ月＋３０，０００円

信書便事業支出月額＝３４０，８５９円／月（人件費）

＋１５３，３４７円／月（経費）
＋　１１，９７０円／月（減価償却費）
　　＋４，２９５円／月（租税公課）
＝５１０，４７１円／月

５　（何ａ）事業支出

営業原価（売上原価）と販売費及び一般管理費の別に算出し、その合計額とします。

注：（何ａ）事業は、作業部門従業者及び配送車両について、兼務・共用するものとします。なお、記載例では貨物自動車運送事業としています。

(1) 営業原価

営業原価は、（何ａ）事業と信書便事業に係る経費であるため、直近の損益計算書から求めた営業原価月額から信書便事業で負担する作業部門人件費、営業原価、減価償却費及び租税公課その他を控除した額を計上します。

注：営業原価から信書便事業が負担する営業原価を控除して、（何ａ）事業負担分を求めます。

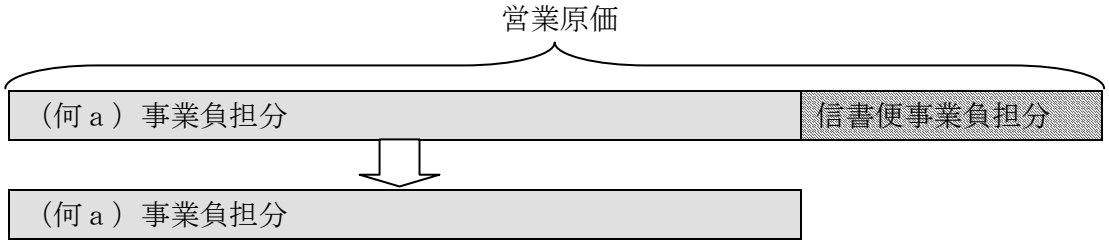

【算出例】

科　目		金額（月額）
営業原価（(何ａ) 事業）		２，９６７，５００円
信書便事業	作業部門人件費	２２７，２０４円
	経費（営業原価）	８７，１０７円
	車両に係る減価償却費	５，０７０円
	車両に係る租税公課	８４５円
	計（信書便事業営業原価月額）	▲３２０，２２６円
合　　計		２，６４７，２７４円

注：信書便事業専担の新規雇用又は専用の車両購入等信書便事業のみに係る費用については他事業との費用案分の対象とならないため、これらの信書便事業負担分は控除しません。

営業原価月額＝２，６４７，２７４円／月

⑵ 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、直近の損益計算書から求めた販売費及び一般管理費月額から信書便事業で見込む販売費及び一般管理費並びに（何ｂ）事業のみに係る経費月額を控除した額に、（何ａ）事業収入比率（（何ａ）事業収入と（何ｂ）事業収入の合計額に対する（何ａ）事業収入の割合）を乗じて算出します。

注：（何ａ）事業のみに係る経費がある場合には、案分しないでその額を加えます。

販売費及び一般管理費

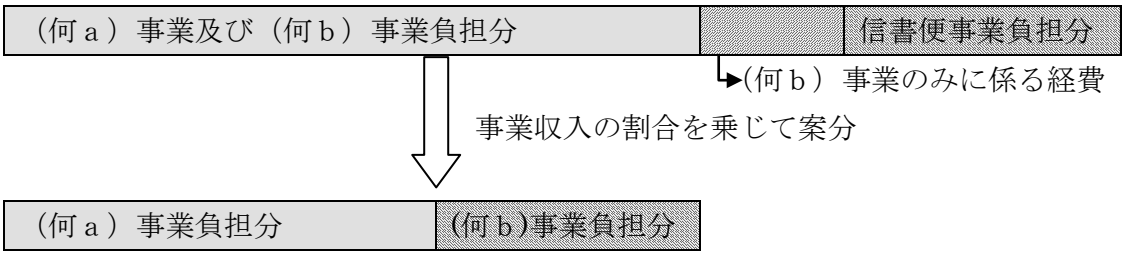

【算出例】

（何ａ）事業収入比率＝26,000,000 円÷（26,000,000 円＋11,500,000 円）
＝69.3%）

科　目		金額（月額）
販売費及び一般管理費		１，６５４，３００円
信書便事業	事務部門人件費	１１３，６５５円
	経費（販売費及び一般管理費）	６６，２４０円
	車両以外の減価償却費	６，９００円
	車両以外の租税公課	３，４５０円
	計（信書便事業販管費月額）	▲１９０，２４５円
（何ａ）事業のみに係る経費(加算)		０円
（何ｂ）事業のみに係る経費(減算)		０円
合　　計		１，４６４，０５５円

販売費及び一般管理費月額＝１，４６４，０５５円／月×６９．３％
＝１，０１４，５９０円／月

（何ａ）事業支出月額＝２，６４７，２７４円／月＋１，０１４，５９０円／月
＝３，６６１，８６４円／月

6　（何ｂ）事業支出（記載例では倉庫事業としています。）

直近の営業原価並びに販売費及び一般管理費月額から信書便事業支出（登録免許税を除く。）並びに貨物運送事業支出月額を控除して算出します。

科　目	金額（６ヶ月分）
営業原価（倉庫事業）	８，１６０，０００円
販売費及び一般管理費	９，９２５，８００円
信書便事業に係る販管費	▲１，１４１，４７０円
（何ａ）事業支出に係る販管費	▲６，０８７，５４０円
合　　計	１０，８５６，７９０円

注：信書便事業のみに係る経費又は（何ａ）事業のみに係る費用については他事業との費用案分の対象とならないため、これらの費用は控除しません。

7　支払利息

計画額や直近の会計年度に計上した支払利息額を記載します。

注：事業開始に要する資金として銀行等から借り入れる場合はその借入金に相当する利息も見込んで下さい。

8　その他支出

営業原価又は販売費及び一般管理費以外の費用について事業収支見積書作成年度の発生見込み額を記載します。記載例では営業外費用（別掲する支払利息を除く。）と同額を見込んでいます。

9　法人税及び住民税

事業収支見積書を集計して税引き前利益を求め、その額を所得金額とみなして実効税率を乗じて算出します。

【算出例】

ア　事業収支見積書の集計

科　目	金　　額
収入合計	４２，４８３千円
信書便事業支出	▲３，０９３千円
貨物運送事業支出	▲２１，９７１千円
倉庫事業支出	▲１０，８５７千円
支払利息	▲１００千円
その他支出	▲２００千円
税引き前利益	６，２６２千円

イ　税引き前利益に実効税率を乗じて法人税及び住民税を求めます。

【算出例】

実効税率の算出

実行税率＝{法人税率＋（法人税率×法人住民税率）＋法人事業税率}÷（1＋法人事業税率）≒２９．９７％（※下記表を参考に算出）

法人税及び住民税＝６，２６２千円×２９．９７％

＝１，８７７千円

※実効税率

実効税率	平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度	平成31年4月1日以後に開始する事業年度
東京都以外	29.97%	29.74%
東京都	30.86%	30.62%

【翌事業年度】

１　初年度の計画に変更がない場合は、初年度に見込んだ収入又は支出の月額に１２ヶ月分を乗じて算出します。

２　初年度の計画に変更がある場合は、初年度にならって、算出根拠を記載します。

注：記載例では、減価償却額に変更が生じています。

３　信書便事業支出の租税公課の算出に当たって、初年度に見込んでいた登録免許税額３０，０００円は、翌事業年度において見込みません。

４　実効税率について、翌事業年度の始期が前述の表の右欄の場合は、翌年事業年度については右欄の税率を適用